

社会福祉法人隆徳会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆徳会（以下、「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、役職および勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長及び業務執行理事）については、報酬、役員退任慰労金、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。ただし、非常勤役員等から報酬の受領を辞退する申出があった場合、これを支給しない。
- (3) 非常勤役員であって、当法人の職員である者については、この規程に基づく報酬、役員退任慰労金、通勤手当は支給しない。

2 常勤役員に対する役員退任慰労金は、役員等として特に顕著な功績を挙げ円満に任期を満了（交代含む）、または辞任（解任を除く）、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族（労働基準法施行規則に定める者）に支払うものとする。役員退任慰労金の支給にあたっては、支給額、功績倍率、支給の可否も含めて理事会で諮り、その後最初に開催される評議員会にて決定するものとする。

3 役員（理事及び監事）の各年度の報酬総額の上限は、9,300,000円以内（別表2に定める退任慰労金は除く）とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員退任慰労金については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第13条に定める算式により算出される額
- (4) 常勤役員が職務のため出張するときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額

- (2) 非常勤役員等が職務のため出張するときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
(2) 役員退任慰労金については、別表2に定める算式により算出される額

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、原則として、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるとき及び金融機関の休日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日とする。
(2) 役員退任慰労金については、任期の満了（交代含む）、または辞任（解任除く）、死亡により退任した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げて計算する。

（公表）

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

(1)この規程は、2022年7月1日から施行し施行後に退任する役員等に対して適用する。
従前の役員等報酬規程(平成29年4月1日制定)・役員退職慰労金規程(平成28年4月1日制定)は、これを廃止する。

附則

(2)2024年2月27日から施行・適用する。

別表1(常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額(月額)
理事長	600,000円
業務執行理事	300,000円

別表2(常勤役員の役員退任慰労金算定方式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率

(1)在任年数は、役員等就任日を起算日として、1か月未満は1か月に切り上げ、1年に満たない端数月は6か月以上の時は切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

(2)在任年数は、2022年7月1日以前の在任年数を通算し、歴任した役職(理事長及び業務執行理事)ごとに算出した額を合算して得た額とする。

(3)非常勤役員としての在任期間は、在任年数に含めない。

功績倍率

役職名	功績倍率
理事長	2.5 ~ 3.0
業務執行理事	2.0 ~ 2.5

特に功績が著しいと認められた役員に対しては、上記功績倍率に定める理事長3.0並びに業務執行理事2.5を上限に支給する事が出来る。
但し退任慰労金の額は3,000万円を上限とする。

別表第3(非常勤役員等の報酬)

役職名	業務	日額
評議員	評議員会等会議への出席	10,000円
理事	理事会等会議への出席	20,000円

監事	監事監査等業務、会議等への出席	20,000 円
----	-----------------	----------

別表 4（当法人職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表 4 兼務手当を支給する

役職名	報酬の額（月額）
理事長	450,000 円
業務執行理事	150,000 円